

内灘町災害復興計画

[基本計画]

(素案)

令和6年●月

内 灘 町

<目 次>

第1章 計画の概要

1. 計画策定の趣旨	1
2. 計画の構成と位置付け	1
3. 計画の対象地域	2
4. 計画期間	2
5. 策定・推進体制	3

第2章 令和6年能登半島地震における被害の概要

1. 令和6年能登半島地震の概要	4
2. 主な被害状況等	5

第3章 復旧・復興に向けた基本理念と基本方針

1. 基本理念	9
2. 復旧・復興に向けた3本の柱（基本方針）	9

第4章 基本計画

体系	10
基本方針1：住まい・暮らしの再建	11
基本方針2：液状化を踏まえた災害に強いまちづくり	15
基本方針3：地域産業の再生	19

巻末資料

1. アンケート調査の結果概要	今回省略
2. 住民説明会の開催状況	今回省略

第1章 計画の概要

1. 計画策定の趣旨

令和6年1月1日に最大震度7を観測した令和6年能登半島地震では、石川県をはじめ、各所において甚大な被害を受け、本町においても震度5弱を観測し、過去に類を見ない側方流動を伴う液状化現象が広範囲にわたり発生しました。住家や道路、上下水道等のインフラ施設への被害は、町民生活や経済活動に大きな影響を及ぼし、復旧には長期間を要することが見込まれています。

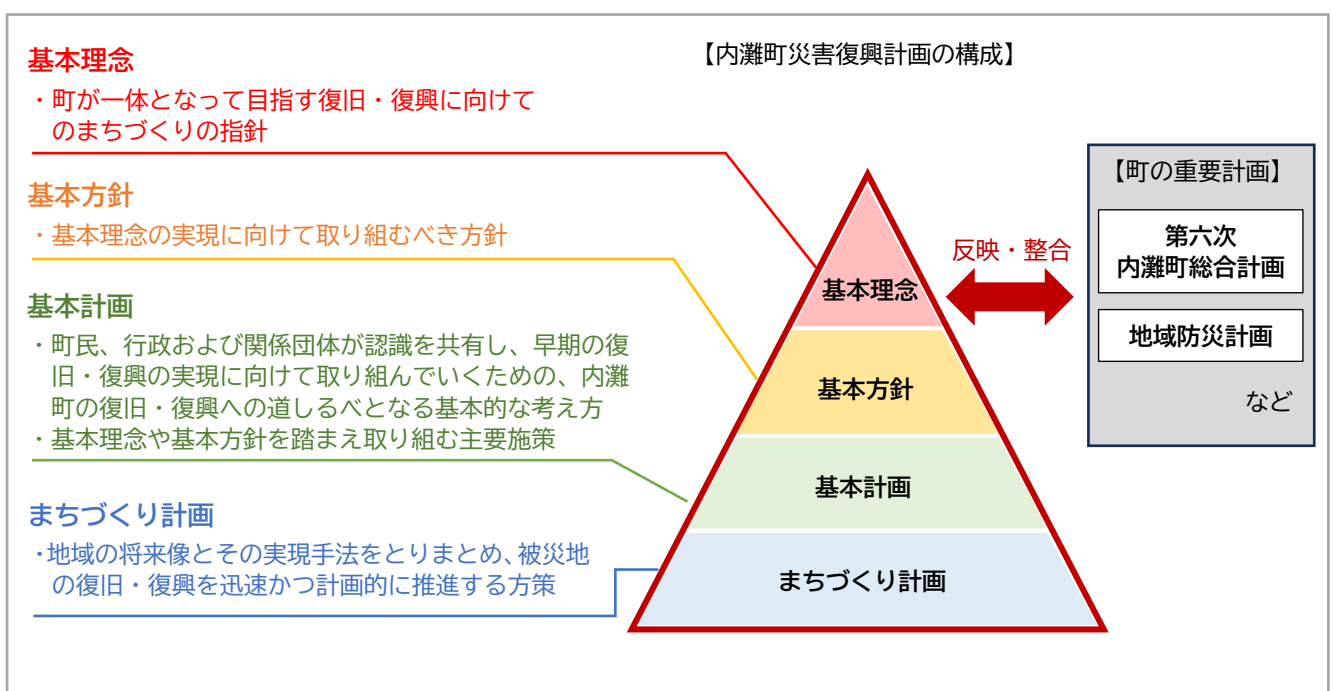
本格的な復旧及び復興を加速させ、一刻も早く被災された町民が被災前の日常を取り戻すためには、国や県、関係機関と緊密に連携を取り合い、一体となって復旧・復興に向けたまちづくりに取り組む必要があります。

「ともに創ろう、災害に強く住みよい内灘」を基本理念に、町民に寄り添いながら、計画的に災害に強く住みよいまちづくりを進めるため「内灘町災害復興計画」を策定します。

2. 計画の構成と位置付け

内灘町災害復興計画は「基本理念」「基本方針」「基本計画」「まちづくり計画」で構成し、「基本理念」と「基本方針」を踏まえた主要施策を「基本計画」で示し、液状化等の被害を受けた地区別での住民意向を踏まえた復興まちづくりの考え方を「まちづくり計画」で示します。

これらの方針は、今後策定・改定予定の第六次内灘町総合計画や地域防災計画等に反映し、町の重要計画と整合を図り、一体的な町政運営を図っていくものとします。



3. 計画の対象地域

計画の対象地域は、液状化被害を受けたエリアを中心として設定します。また、防災・減災は町全体で取り組むものであることから、被災地の復興を中心としつつ、町全体において防災まちづくりを進めるものとします。

4. 計画期間

計画期間は「石川県創造的復興プラン」と整合を図り、策定から令和14年度末（2032年度末）までの9年間とします。また、「短期（復旧期）」、「中期（再生期）」、「長期（発展期）」で区分し、各取り組みの実施時期の目安を共有することで、皆さまとともに復旧・復興を進めるものとします。

短期（復旧期）：概ね令和7年度末まで

生活や産業の再開に必要な住宅やインフラ等の応急復旧を進めるとともに、被災した地区の復興方針に関する合意形成を図り、地域の再生・発展に向けた準備を整える期間とします。

中期（再生期）：概ね令和10年度末まで

インフラなどの都市基盤、まちづくりに関して、地区ごとの復興の方針に基づき、本格的な復旧・復興を進める期間とします。

長期（発展期）：概ね令和14年度末まで

被災地の復興を進めるとともに、災害に強く住みよいまちとして、さらなる発展を遂げるための取り組みを推進する期間とします。

なお、国や県、近隣自治体等との連携、合意形成の進捗、社会や経済の情勢等に応じて取り組みの実施時期を見直すことがあります。

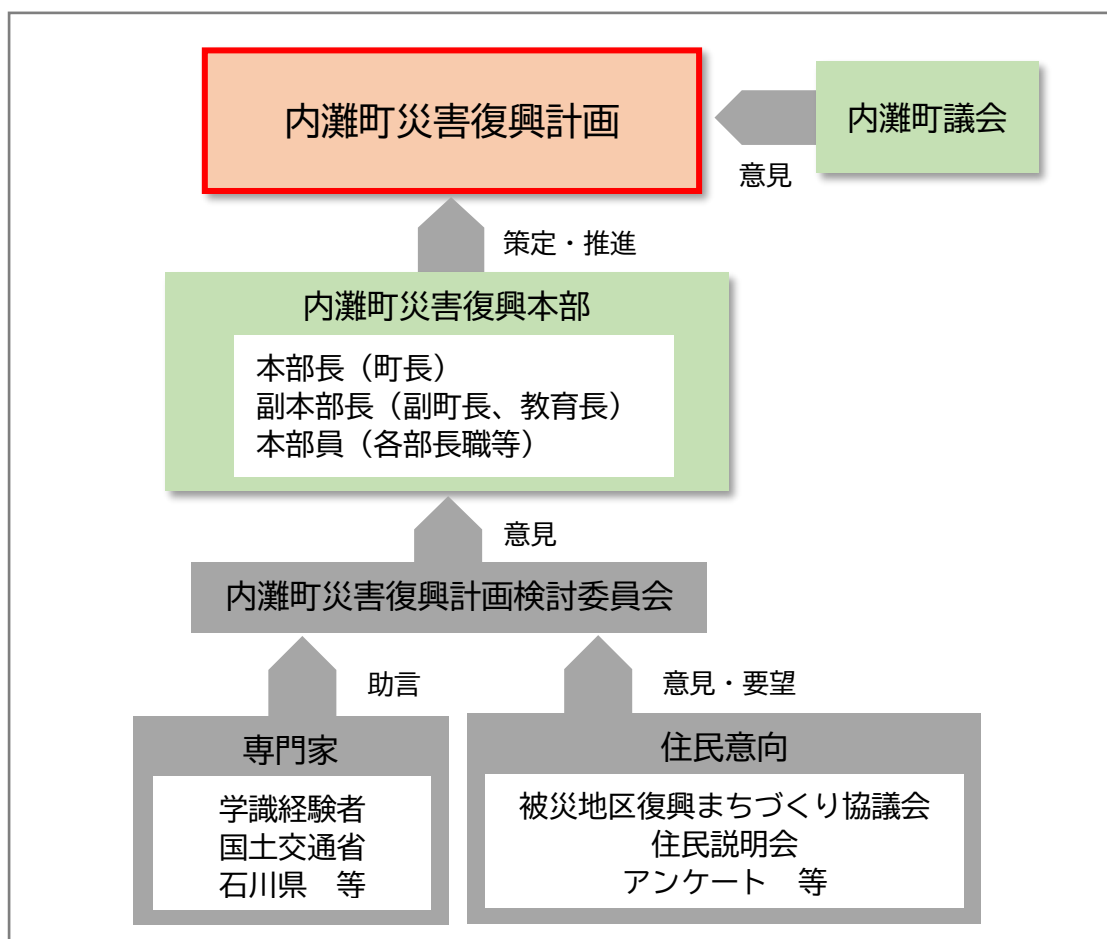
【計画期間】

項目	R6 年度	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度	R12 年度	R13 年度	R14 年度	
石川県創造的復興プラン	短期		中期			長期				
内灘町災害復興計画	短期 (復旧期)		中期 (再生期)			長期 (発展期)				
内灘町総合計画（参考）	第五次		第六次（～R17年度）							

5. 策定・推進体制

本復興計画の策定にあたっては、被災地区復興まちづくり協議会やアンケート調査をはじめとする町民意向や専門家等による技術的アドバイスなどを適宜反映しながら、内灘町災害復興計画検討委員会において計画の具体的内容を検討し、とりまとめていきます。他分野にわたる事業を迅速に取り組むため、町長を本部長とする内灘町災害復興本部を中心に総合的な庁内の復興推進体制を整えます。

【計画の策定・推進体制】



第2章 令和6年能登半島地震における被害の概要

1. 令和6年能登半島地震の概要

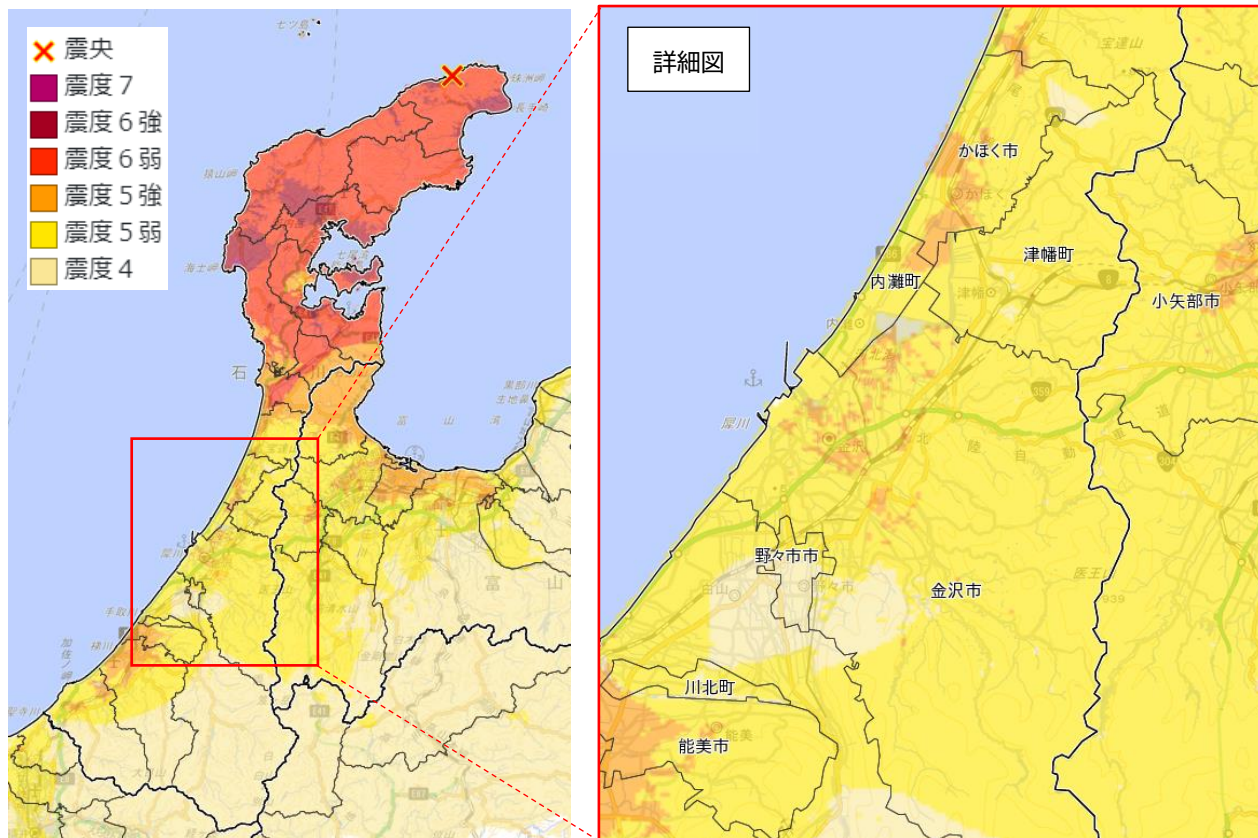
令和6年1月1日16時10分頃、石川県能登地方を震源とするマグニチュード7.6の地震が発生し、石川県輪島市や志賀町では最大震度7、本町では震度5弱の揺れを観測しました。

本町においては、向粟崎、旭ヶ丘、鶴ヶ丘東、大根布、宮坂、西荒屋、室、湖西地区で多くの液状化被害が確認されています。また、今回の地震においては液状化だけでなく、地盤の流動、いわゆる「側方流動」が重なり、被害が深刻化しました。

【令和6年能登半島地震の概要】

項目	内容
名称	令和6年能登半島地震
発生時刻	令和6年1月1日16時10分頃
震源地	石川県能登地方
震源深さ	約16km
地震規模	マグニチュード7.6
震度	最大震度7（輪島市、志賀町）、震度5弱（内灘町）

【震度分布図】



出典：気象庁ホームページ
(https://www.jma.go.jp/bosai/map.html#6/36.781/137.42/&contents=estimated_intensity_map&id=202401011610) 推計震度分布を加工して作成

【主な液状化被害範囲】



出典：国土交通省調査結果より引用

【液状化被害の状況】



2. 主な被害状況等

1) 人的・住家・非住家被害の状況

令和6年9月30日時点での被害は、人的被害は死者と負傷者を合わせ9人、住家被害は2,443棟、非住家被害は619棟となっています。

【人的・住家・非住家被害状況】

(令和6年9月30日時点)

項目	内容	内訳	備考
人的被害	9人	死者 3人 負傷者 6人	死者は災害関連死※のみ 負傷者は重傷者のみ
住家被害	2,443棟	全壊 123棟 半壊 558棟 一部損壊 1,762棟	半壊には大規模半壊・中規模半壊、一部損壊には準半壊を含む
非住家被害	619棟	全壊 119棟 半壊 287棟 一部損壊 213棟	

※災害関連死：当該災害による負傷の悪化又は避難生活等における身体的負担による疾病により死亡し、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）に基づき災害が原因で死亡したものと認められたもの

2) 避難者の状況

発災当初においては一次避難所 17 箇所（うち、自主避難所 9 箇所）が開設され、最大 1,869 人が避難していました。

住宅に被害を受け、住宅を失ったまたは修理に長期間を有する被災者等のための応急仮設住宅等は約 430 戸供与されています。建設型応急住宅は 95 戸（うち、20 戸は 11 月完成予定）、賃貸型応急住宅は 310 戸、公営住宅の一時使用は 22 戸となっています。

【応急仮設住宅等の状況】

（令和 6 年 9 月 30 日時点）

区分	戸数	内訳	備考
建設型応急住宅	95 戸	<ul style="list-style-type: none"> ・プレハブ型 <ul style="list-style-type: none"> 向粟崎団地 23 戸 千鳥台団地 11 戸 総合公園団地 20 戸 宮坂団地 11 戸 ・トレーラーハウス型 <ul style="list-style-type: none"> 鶴ヶ丘団地 10 戸 ・木造型 <ul style="list-style-type: none"> 室団地 20 戸 	建設戸数 室団地は 11 月完成予定
賃貸型応急住宅	310 戸	—	入居決定戸数
公営住宅（一時使用）	22 戸	<ul style="list-style-type: none"> 鶴ヶ丘 3 丁目 16 戸 鶴ヶ丘 2 戸 白帆台 4 戸 	

プレハブ型（向粟崎団地）



プレハブ型（総合公園団地）



トレーラーハウス型（鶴ヶ丘団地）



木造型（室団地）※イメージ



3) 主な公共施設の被害状況

(1) 公共施設

主な公共施設の被害状況は敷地の亀裂や沈下、隆起に伴い、建物や設備等の傾斜・破損が発生し、一部使用できない施設があります。

【主な公共施設の被害状況】

<p style="text-align: center;">西荒屋小学校</p>  <p>敷地内亀裂及び隆起、校舎壁クラック、上下水道等の設備の破損により使用できないため鶴ヶ丘小学校にて授業を実施。</p>	<p style="text-align: center;">北部保育所</p>  <p>敷地の隆起、建物基礎の亀裂や建物全体の傾斜により使用できないため向粟崎保育所にて合同保育を実施。</p>
<p style="text-align: center;">西荒屋公民館</p>  <p>敷地に亀裂や隆起があり、建物等の傾斜が大きいことなどから修繕が困難な状態。</p>	<p style="text-align: center;">室公民館</p>  <p>建物基礎の亀裂、柱の傾斜等により、集会室などが使用できない状態。</p>

(2) 道路

発災直後は主要地方道松任宇ノ気線をはじめとする道路の亀裂や隆起、陥没等の路面変状のほか、大量の土砂の噴出やマンホール等の地下埋設物の浮き上がりが生じ、一部区間が通行止めとなるなど、自家用車や公共交通の運行に支障が生じました。

【道路の被害状況】



(3) 上下水道

発災直後は管渠や継手の破損により多くの世帯への上下水道の使用の停止や制限がなされ、トイレや入浴など、町民生活に大きな支障をもたらしました。

【上下水道の被害状況等】



水道管の復旧作業



給水状況



仮設トイレの設置状況

3. 被害状況を踏まえた課題

復旧・復興に向け、まずは住宅に被害を受けた方の住まいや暮らしの再建の道筋をつけるため、液状化現象に伴う側方流動による道路用地や民地の境界のずれの解消、隆起や陥没による高さのずれの解消、今後同様の地震が起こった際の液状化被害を抑制するための対策が課題となっております。そのうえで現地再建するための建物・宅地の修復、自力で再建することができない方に対する災害公営住宅の整備、より安全な土地での居住地の確保、地域産業への支援など、被災された方々の意向に寄り添った支援を検討していかなければなりません。

これらの復旧・復興には長期間を要することが見込まれることから、応急仮設住宅等慣れない場所での一時的な生活に対する心身のケアや各地区におけるコミュニティの維持・再建にも取り組む必要があります。

また、今回の震災を踏まえ、今後の災害に対する備えとして、道路等の都市基盤やライフラインの液状化対策や強靱化などのまちづくり、他の自治体や企業、団体との連携、今回の災害対応の検証と地域防災計画の見直しなどにも取り組まなければなりません。

これらの課題解決に向けては、本計画に定める方針や目標に基づき、町民のみなさまとともに計画的に復旧・復興を進めることが必要となります。

第3章 復旧・復興に向けた基本理念と基本方針

1. 基本理念

ともに創ろう、災害に強く住みよい内灘

令和6年1月1日に発生した能登半島地震では、当たり前の日常が大きく揺るがされました。北部地区をはじめ、液状化による地盤の陥没や隆起により、住宅地や道路、上下水道などの公共インフラの被害が広範囲に発生し、本格的な復旧・復興に、かなりの時間を要することが見込まれます。

被災されたすべての方の住まいと暮らしを再建するためには、一人ひとりが前を向き、総力を結集して取り組んでいかなければなりません。

今後は、安心した日常生活を取り戻せるよう、3本の柱を基本方針に、町民のみなさまの意向を伺いながら、国や県、関係機関と緊密に連携し、一日も早い復旧・復興を強力に推し進めてまいります。

2. 復旧・復興に向けた基本方針（3本の柱）

基本方針1. 住まい・暮らしの再建

被災された町民に寄り添い、個々の被災状況に応じた、住まいと暮らしの再建を支援してまいります。国及び県の被災者支援制度に加え、町の実情に合わせた独自支援制度を検討して、生活再建を後押しするとともに、心身と健康の回復・維持に向けた、きめ細かなサポートを行ってまいります。

基本方針2. 液状化を踏まえた災害に強いまちづくり

町民の生活を支える公共インフラの復旧・復興を迅速に進めてまいります。液状化対策に重点をおいた宅地地盤と道路や上下水道など、一体的・効果的な整備方法により、持続可能で、安全・安心な災害に強いまちづくりを進めてまいります。

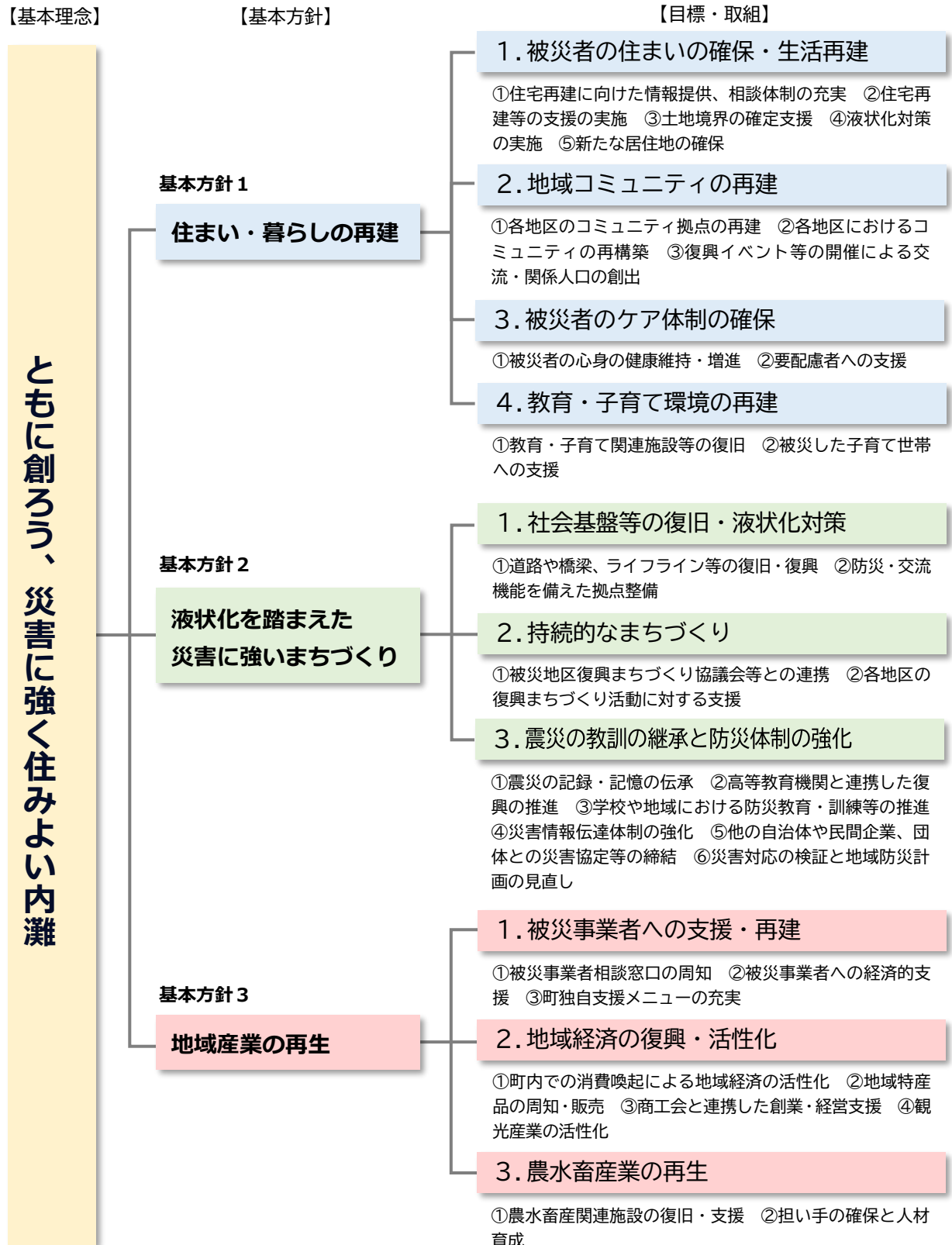
基本方針3. 地域産業の再生

今回の災害により休業や減収を余儀なくされた町内事業者の方に対して、国、県と連携し、地域のなりわいをきめ細かく支援してまいります。

第4章 基本計画

前章の基本理念と基本方針に基づき、一日も早い復旧・復興に向けた目標と主な取組を定めました。各種取組においては国や県をはじめとする関係機関と連携し、国庫補助金や復興基金等の財源を活用しつつ、各種取組を推進します。

体系



基本方針 1. 住まい・暮らしの再建

目標 1 被災者の住まいの確保・生活再建

今回の地震においては、多くの町民の住まいが被害を受け、住み慣れた場所を離れざるを得ず、不便な生活を余儀なくされました。

一日も早く被災者の生活再建を図るため、もとの場所で住み続けるための液状化対策や恒久的な住まいの確保、暮らしを支える経済的な支援を行い、被災者が町内で安心して暮らし続けるための取組を推進します。

■ 主な取組

「ア」：町民アンケート 「説」：地区説明会 での主な意見と関連する取組

取組① 住宅再建に向けた情報提供、相談体制の充実 **ア 説**

- ・住宅再建においては、個々の被災状況や地域性に応じた対応が求められるため、石川県や建築関係団体等と連携し、住宅再建に関する情報提供や相談体制を充実します。
- ・復旧・復興に携わる建設や建築、金融機関等の業界と現場における課題や支障となる事項等について適宜、意見交換を行うなど、円滑に復旧・復興を進めるための体制を強化します。

取組② 住宅再建等の支援の実施 **ア 説**

- ・被災住宅等の再建に向け、国や石川県と連携し、公費解体や住宅の応急修理制度、被災宅地等復旧支援事業、住宅耐震化促進事業等の各種支援を実施します。また、被災者の暮らしを支えるため、義援金の募集・配分や被災者生活再建支援金の支給、税や各種料金の減免等による経済的支援に取り組みます。

取組③ 土地境界の確定支援 **ア 説**

- ・今回の地震において発生した側方流動により地盤が水平に動き、従来の宅地境界に大きなずれが生じています。道路境界の確定、民地間の境界の確定に向け、国や県、法務局と協議を進めるなど、早期解決に取り組みます。

取組④ 液状化対策の実施 **ア 説**

- ・今後地震が発生した場合において液状化被害が抑制できるよう、国の調査結果を踏まえ技術的・財政的な観点から有効な手法を整理し、地区住民の意向に合わせて、道路等の公共施設と宅地の一体的な液状化対策の実施を検討します。

取組⑤ 新たな居住地の確保 **ア 説**

- ・被災者の応急的な住まいとして応急仮設住宅を整備するとともに、応急仮設住宅の供与期間後も自力による住宅確保が困難な被災者の安定した生活を確保するため、需要に応じた災害公営住宅を整備します。また、必要に応じて新たな宅地の整備を検討します。

目標2 地域コミュニティの再建

今回の震災においては、住宅やインフラだけでなく、これまで築いてきた地域のコミュニティにも大きな影響が生じています。今回の地震で被災した方の日常を取り戻すためには、お互いが寄り添い、助け合うコミュニティの再構築が必要と考えられます。

各地区のコミュニティ拠点の再建のほか、地区活動への支援や復興イベント等の開催による交流・関係人口の創出を図るなど、各地区のコミュニティの再建に取り組みます。

■主な取組

「ア：町民アンケート」「説：地区説明会」での主な意見と関連する取組

取組① 各地区のコミュニティ拠点の再建 **説**

- ・住民が集い、地区の結束力を高めるため、被災地区の拠点となる被災した公民館の早期再建や神社等の再建に要する費用負担の軽減を図ります。

取組② 各地区におけるコミュニティの再構築 **説**

- ・被災者の暮らしや身近な課題解決、新たなコミュニティ形成等を目的とした各地区の活動への支援を行い、地区の実情に即したコミュニティの再構築を促進します。
- ・市街化調整区域内の被災地区における人口減少の加速化を抑制するため、新たな居住者や店舗等を誘致する手法を検討します。

取組③ 復興イベント等の開催による交流・関係人口の創出

- ・民間事業者や関係団体と連携した復興イベント等の開催により、地区のにぎわいや交流を取り戻すとともに、地区とつながりを持つ交流人口や関係人口の拡大を目指します。

目標3 被災者のケア体制の確保

今回の震災において被災された方が、不安やストレス等により心身に影響が及び、生活に支障をきたさないよう、落ち着いた生活を取り戻すための見守りや訪問、ケア体制の充実を図るほか、被災した要配慮者への支援に努めます。

■主な取組

取組① 被災者の心身の健康維持・増進

- ・被災者の心身の健康維持・増進を図るため、保健師等による健康相談を行い、健康状態や生活習慣等を把握するとともに、必要に応じて関係機関や団体等と連携した心のケアや生活習慣の改善等に取り組みます。
- ・応急仮設住宅等に入居されている方に対し、定期的な見守りや訪問を行い、入居者の生活状況などを把握し、相談や情報提供を行います。

取組② 要配慮者への支援

- ・高齢者や障がいのある人、妊産婦、乳幼児、外国人等の要配慮者の暮らしを守るため、要配慮者の特性に応じた生活支援や生活再建等に必要な各種情報提供に取り組みます。

目標4 教育・子育て環境の再建

能登半島地震においては住宅だけでなく、西荒屋小学校や北部保育所をはじめ、教育や子育て施設も大きな被害を受けました。

これら教育・子育て関連施設等の復旧と被災した子育て世帯への支援に取り組み、子どもたちが健やかに成長し、学ぶ環境の再建に取り組みます。

■主な取組

取組① 教育・子育て関連施設等の復旧

- ・被災した小学校や保育所、総合グラウンド等の教育・子育て施設やスポーツ施設等については、早期復旧と必要に応じて地震や液状化に対応した強靱化に取り組みます。また、各施設の復旧が完了するまでに利用する代替施設への移動等の負担軽減を図ります。

取組② 被災した子育て世帯への支援

- ・被災した子育て世帯に対する支援を実施し、就学、通学、保育に対する経済的負担の軽減を図ります。

基本方針1. 住まい・暮らしの再建

【事業スケジュール】

目標・取組	復旧期 (~R7年度)	再生期 (~R10年度)	発展期 (~R14年度)
目標1 被災者の住まいの確保・生活再建			
①住宅再建に向けた情報提供、相談体制の充実	重点実施		継続実施
②住宅再建等の支援の実施	重点実施		継続実施
③土地境界の確定支援	重点実施		
④液状化対策の実施	重点実施		継続実施
⑤新たな居住地の確保	重点実施		継続実施
目標2 地域コミュニティの再建			
①各地区のコミュニティ拠点の再建	重点実施		
②各地区におけるコミュニティの再構築			継続実施
③復興イベント等の開催による交流・関係人口の創出			継続実施
目標3 被災者のケア体制の確保			
①被災者の心身の健康維持・増進			継続実施
②要配慮者への支援			継続実施
目標4 教育・子育て環境の再建			
①教育・子育て関連施設等の復旧	重点実施		
②被災した子育て世帯への支援			継続実施

基本方針 2.液状化を踏まえた災害に強いまちづくり

目標 1 社会基盤等の復旧・液状化対策

今回の震災においては液状化と側方流動により、道路や橋梁、ライフライン等にも大きな被害が生じており、町民の日常生活に大きな影響を及ぼしています。道路等の陥没や隆起等の被害のみならず、地盤が水平方向に大きく動き、宅地と道路など、民有地と公有地との境界が不明確な状況にあります。

甚大な被害を受けた道路や橋梁・上下水道などのライフライン等の一日も早い本復旧及び宅地と一体的な液状化対策等に取り組むとともに、地区の防災力を高めつつ交流機能を備えた新たな拠点施設を整備するなど、災害に強い基盤形成に取り組みます。

■ 主な取組

「ア：町民アンケート」「説：地区説明会」での主な意見と関連する取組

取組① 道路や橋梁、ライフライン等の復旧・復興 **ア 説**

- ・被災者が一日も早く日常生活を取り戻すため、道路や橋梁、ライフライン等の早急な復旧を図ります。
- ・今回の地震において発生した側方流動により地盤が水平に動き、境界がずれている土地が多く存在しています。土地の境界が定まらず住宅再建に大きな影響が生じており、骨格となる県道及び町道の測量、官民境界の早期明確化に取り組めます。
- ・今後の地震や水害等の災害に備えた液状化対策や耐震化、浸水対策等によるインフラの強靱化を図るとともに、地区住民の意向を踏まえ、狭あい道路の解消や安全・安心に通行できる幹線道路の機能強化を検討します。

取組② 防災・交流機能を備えた拠点整備

- ・地区の防災力を高め、地域内外との交流による地区の結束力や活力の維持向上を図るための防災・交流機能を備えた公民館や公園などの拠点施設の整備を検討します。

目標2 持続的なまちづくり

今回の震災から復興し、持続的なまちづくりを進めるためには住民が主体的に活動を展開することが不可欠です。

今後、各地区における持続的なまちづくりを実現するため、被災地区復興まちづくり協議会等と連携し、計画的に復興まちづくりを進めるための支援に取り組みます。

■主な取組

取組① 被災地区復興まちづくり協議会等との連携

- ・今回の震災に対する迅速かつ着実な復興には、被災地区の意見集約が必要不可欠であり、被災地区復興まちづくり協議会等と連携し、まちづくり計画の実現に向けた具体方策等を検討します。

取組② 各地区の復興まちづくり活動に対する支援

- ・地区のコミュニティの再生や強化が円滑に行われるよう、被災地区復興まちづくり協議会が行うまちづくり活動を支援します。

目標3 震災の教訓の継承と防災体制の強化

今回の地震では液状化と側方流動に起因する被害が多く、本町の特徴的な地形・地質がもたらした全国的にもほとんど前例のない規模の被害であったと言えます。

こうした地盤変動などによる被害や発災以降の対応、後世に伝えるべき教訓について、今回の被害に関する調査・検証を進め、記録として整理するとともに、町民や地域、行政の防災力の強化や人材育成を図る取組を推進します。

■主な取組

【ア：町民アンケート】 【説：地区説明会】での主な意見と関連する取組

取組① 震災の記録・記憶の伝承

- ・能登半島地震の経験や教訓を後世に伝えるため、町民や事業者、専門家、行政等の関係者が連携し、震災の記録を整理します。

取組② 高等教育機関と連携した復興の推進

- ・今回の地震によって発生した液状化とそれに起因する側方流動は、全国的にもほとんど前例のない規模の被害であったことから、大学等の高等教育機関においては本町の液状化に関する調査等が行われており、これらの活動と連携した取組を推進します。

取組③ 学校や地域における防災教育・訓練等の推進

- ・学校教育の場で震災の経験と教訓を活かすため、自助・共助の大切さや自分の身の守り方などの実践的な防災教育に取り組むとともに、各地域においては防災訓練や講演会の開催、自主防災組織の育成促進等による防災意識の向上を図ります。

取組④ 災害情報伝達体制の強化 **説**

- ・行政の取組状況や復旧・復興の進捗等を町ホームページや広報で随時発信します。また、発災以降、災害関連の情報が届かない等の声が一定数あったことを踏まえ、町ホームページや広報だけでなく、SNS（LINE・YouTube等）やメール回覧板、メール配信サービスなどを広く活用し、防災や避難等に関する情報をリアルタイムで迅速かつ正確に発信できる災害情報伝達体制の強化に取り組みます。

取組⑤ 他の自治体や民間企業、団体との災害協定等の締結

- ・今回の震災において、災害時相互応援協定を締結している愛知県幸田町をはじめ、様々な団体からの支援が避難所で生活する町民等の大きな助けとなりました。今後も他自治体との災害時相互応援協定だけでなく、民間企業・団体等とも災害時における協定等の締結を進めるなど、相互支援・連携体制の強化を図ります。
- ・災害時のボランティア活動を円滑に進めるため、社会福祉協議会やNPO団体等との連携強化を図り、活動に必要な支援や被災者への情報提供を行います。

取組⑥ 災害対応の検証と地域防災計画の見直し

- ・今回の発災後の初動体制や情報発信、インフラの応急対応、生活必需品・給水活動等の町の災害対応状況について検証し、特に避難所に関しては、要配慮者の対応、プライバシーの確保、ペットの受入、断水時におけるトイレ等の衛生対策、空調設備などの課題を検証し、今後の災害に備えた必要な改善策を検討します。また、避難所生活に必要な生活必需品や資機材等の備蓄及び保管スペースの充実を図ります。
- ・これらの検証結果を踏まえ、地域防災計画の見直しを行い、災害対応の強化を図ります。

基本方針2. 液状化を踏まえた災害に強いまちづくり

【事業スケジュール】

目標・取組	復旧期 (～R7年度)	再生期 (～R10年度)	発展期 (～R14年度)
目標1 社会基盤等の復旧・液状化対策			
①道路や橋梁、ライフライン等の復旧・復興	重点実施		継続実施
②防災・交流機能を備えた拠点整備	重点実施		
目標2 持続的なまちづくり			
①被災地区復興まちづくり協議会等との連携	重点実施		継続実施
②各地区の復興まちづくり活動に対する支援	重点実施		
目標3 震災の教訓の継承と防災体制の強化			
①震災の記録・記憶の伝承	継続実施		
②高等教育機関と連携した復興の推進	継続実施		
③学校や地域における防災教育・訓練等の推進	継続実施		
④災害情報伝達体制の強化	継続実施		
⑤他の自治体や民間企業、団体との災害協定等の締結	継続実施		
⑥災害対応の検証と地域防災計画の見直し	重点実施		継続実施

基本方針 3. 地域産業の再生

目標 1 被災事業者への支援・再建

今回の地震によって、地区住民のみならず、被災地で生計を立てている商店や工場などにも大きな被害が発生しています。

これら被災事業者に対しても、従来通りの営業を再開するために、液状化対策やインフラの復旧・強靱化とともに、再開のための資金の確保などにより、地区内の被災事業者の復旧・復興を支援します。

■ 主な取組

【ア】：町民アンケート 【説】：地区説明会 での主な意見と関連する取組

取組① 被災事業者相談窓口の周知 【ア】

・国や金融機関、商工会等で設置する被災中小企業や小規模事業者を支援するための特別相談窓口の周知を図り、災害復旧貸付や持続化補助金等の各種支援措置の活用による事業の復旧、継続を促進します。

取組② 被災事業者への経済的支援 【ア】

・石川県と連携し、「なりわい再建支援等補助金」の活用等により町内の工場や店舗、設備に被害を受けた中小企業、小規模事業者、個人事業主のなりわい再建に向けた経済的支援に取り組みます。

取組③ 町独自の支援メニューの充実 【説】

・被災事業者の早期復旧による事業継続を促すため、国県の支援制度に加え、町独自の支援制度を創設します。

目標 2 地域経済の復興・活性化

地震により、商店や企業などの被災、また町民の生活に対する不安感や減収、風評被害など、様々な要因により地域経済の長期停滞が懸念されます。

今後、地域が復興に向け前進していくためには、地域のなりわいを取り戻し、地域経済を再び循環させる流れが必要になります。

地域経済の活性化のため、商業などを中心とした経済活動再開のための取組を推進します。

■主な取組

「ア：町民アンケート」「説：地区説明会」での主な意見と関連する取組

取組① 町内での消費喚起による地域経済の活性化 **ア**

- ・地震の影響を受けている町民の生活支援及び地域経済の活性化を図るために、町内の商店等で使用できる地域応援クーポン券等を活用し、町内での消費を喚起します。

取組② 地域特産品の周知・販売

- ・今回の地震では、本町の農作物や生乳等の産地も大きな被害を受けており、産地の活力再生や停滞した町内の地域経済を活性化するため、地域特産品の周知・販売に向けた取組を推進します。

取組③ 商工会等と連携した創業・経営支援

- ・商工会等と連携し、町内で創業する事業者や早期の営業再開を必要とする事業者を支援し、町内の新たな雇用創出や産業振興を支援します。

取組④ 観光産業の活性化

- ・町の復興に向け、内灘海岸やサンセットブリッジ内灘周辺の恋人の聖地、内灘町総合公園などの観光・交流拠点の魅力発信や多様なニーズへの対応を含めた来訪者の受入体制を強化するなど、多くの来訪者等が本町の魅力を感じ、楽しむことができるよう観光産業の活性化に取り組みます。

目標3 農水畜産業の再生

地震により、町の重要な産業の一つである農水畜産業についても大きな被害を受けており農地や農道・水路などの農業基盤施設の早期復旧とともに、担い手の確保により、これらの産業の生産基盤安定を図っていきます。

■主な取組

取組① 農水畜産関連施設の復旧・支援

- ・被災した農水畜産事業者が継続して事業を実施できるよう、閑散・繁忙期を考慮しながら支援を行い、被災した農水畜産関連施設の早期復旧と強靱化に取り組みます。

取組② 担い手の確保と人材育成

- ・農業経営基盤強化促進法等の改正（令和5年4月施行）に基づく地域計画を策定し、地域の中核となる農業者や新規就農者など、農水畜産における担い手の確保・育成を計画的に支援することでこれら産業の復興と持続的な事業継続を図ります。

基本方針3. 地域産業の再生

【事業スケジュール】

目標取組	復旧期 (～R7年度)	再生期 (～R10年度)	発展期 (～R14年度)
目標1 被災事業者への支援・再建			
①被災事業者相談窓口の周知	重点実施	継続実施	
②被災事業者への経済的支援	重点実施	継続実施	
③町独自の支援メニューの充実	重点実施	継続実施	
目標2 地域経済の復興・活性化			
①町内での消費喚起による地域経済の活性化	重点実施	継続実施	
②地域特産品の周知・販売	継続実施		
③商工会等と連携した創業・経営支援	継続実施		
④観光産業の活性化	継続実施		
目標3 農水畜産産業の再生			
①農水畜産関連施設の復旧・支援	重点実施	継続実施	
②担い手の確保と人材育成	継続実施		